狭山市水道審議会条例の一部を改正する条例

狭山市水道審議会条例(昭和38年条例第16号)の一部を次のように改正する。 題名を次のように改める。

狭山市上下水道事業審議会条例

第1条第1項中「第138条の4」を「第138条の4第3項」に、「狭山市水道 審議会」を「狭山市上下水道事業審議会」に改め、同条第2項中「市長」を「、市 長」に、「水道事業」を「、水道事業及び下水道事業」に、「これら」を「、並びに これら」に改める。

第2条第1項中「13人」を「、13人」に改め、同条第2項を次のように改める。 2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1)知識経験を有する者
- (2)水道使用者
- (3)下水道使用者

第3条を次のように改める。

(任期)

- 第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。

第7条を削る。

第6条を第7条とする。

第5条第1項中「会長」を「、会長」に改め、同条第2項中「委員」を「、委員」に改め、同条第3項中「出席」を「、出席」に、「可否同数」を「、可否同数」に、「会長」を「、会長」に改め、同条第4項中「当該特別事項の会議」を「特別の事項について会議を開き、議決を行う場合には、前2項の規定の適用」に改め、同条を第6条とする。

第4条第1項中「会長及び副会長」を「、会長及び副会長1人」に改め、同条第2項中「委員」を「、委員」に改め、同条第3項中「審議会」を「、審議会」に、「議事」を「、議事」に改め、同条第4項中「会長に」を「、会長に」に、「その」を「、その」に改め、同条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。

(臨時委員)

- 第4条 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置く ことができる。
- 2 臨時委員は、当該特別の事項に関し知識経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。
- 3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日において改正前の第3条第1項の規定により狭山市水 道審議会の委員である者は、別に辞令を用いないで、施行日に改正後の第2条第2 項の規定により狭山市上下水道事業審議会の委員として委嘱されたものとみなす。
- 3 前項の規定により委嘱されたものとみなされる狭山市上下水道事業審議会の委員の任期は、改正後の第3条第1項の規定にかかわらず、平成23年6月30日までとする。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

4 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年条例 第14号)の一部を次のように改正する。

別表水道審議会委員の項中「水道審議会委員」を「上下水道事業審議会委員」に 改める。

平成22年11月25日提出

狭山市長 仲 川 幸 成

提案理由

下水道事業に地方公営企業法の規定を適用させることに伴い、所要の改正をするとともに、条文の整備をしたいので、この案を提出するものである。